

介護保険住宅改修Q&A

ここに示しているのは一例であり、表面上は同じに見えるケースであっても、細部で異なる場合には記載内容と異なる場合がありますので、ご不明な点は雲南広域連合 介護保険課 管理給付係 までお問い合わせください。

雲南広域連合介護保険課

R5.1

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
1	領収書	領収証は写しでもよい。	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらう事により確認ができれば、写しでも差し支えない。	
2	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3	添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよい。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4	写真代	施工規則第75条第2項第3号の「完成後の状態を確認できる書類等」については、改修前及び改修後のそれぞれの写真とすることとなっているが、その写真の現像料等については申請者（被保険者）の負担としてよい。	貴見のとおり。	
5	写真代	写真代は住宅改修費の対象となるか。	業者の見積りの中で諸経費に含まれていればよい。（本来は申請に使う書類なので工事とは別のもの）	
6	見積書作成料	見積書作成料は、住宅改修費の対象となるか。	住宅改修の前提としてなされたものはよい。	
7	賃貸住宅の住宅改修	賃貸住宅や借地であっても住宅改修は可能か。	書面により貸主の承諾を得ていることが確認できれば可能。	
8	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
9	賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考え、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
10	分譲マンション共用部分の改修費用	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考え、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規程も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。	

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
11	有料老人ホームにおける居室の改修	有料老人ホーム入所者が自らの居室に手すりをつける場合、住宅改修の対象として介護報酬を算定してよいのか。介護保険法第7条第6項の規定によると、有料老人ホームの居室についても居室介護支援事業所に含まれる事になっており、住宅改修についても対象になると考えられるがいかがか。	有料老人ホームの居室部分(専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。)は、制度上、住宅改修は可能であるが、有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。但し、高齢者の身体の状況によっては、個別の対応(手すりの取り付けなど)が必要な場合もあるのでその場合には、住宅改修費の支給は認められるものである。	
12	軽費老人ホームにおける居室の改修	介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされているが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により、入所しているケアハウスの住宅改修を行った場合(施設の運営主体は了解済み)、給付対象となるか。→補助事業により建設されたケアハウスの改修は給付対象とならないと考えてよいか。	軽費老人ホームの居室部分(専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。)は、制度上、住宅改修は可能であるが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。ただし、高齢者の身体の状況によっては、個別の対応(手すりの取り付けなど)が必要な場合もあるので、その場合には住宅改修費の支給は認められるものである。	
13	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2 〔Ⅲ③1〕
14	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子等の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていけば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
15	一時的に身を寄せている住宅の改修費	A市の被保険者が病院から退院後当分の間の予定でB町の子供の家に居住している場合B町の子供の家を現に居住している住宅と捉えて住宅改修費を支給して差し支えないでしょうか。また、現に居住している住宅の考え方として居住している期間、地域等の一定の基準を示される予定がありますか。	平成12年4月28日「介護報酬Q & A vol2」18ページの「6【入院(入所)中の住宅改修について】」を参照されたい。	
16	住民票とは別の住宅の改修費	住民票は元の住宅の所在地(県内)にあるが、現在子供の家(県外)に数年にわたり住んでいる。子供を家の住宅改修を介護保険の対象と認めてよいか。現在の心身の状況からは、自宅に戻る予定はない。	平成12年4月28日「介護報酬Q & A vol2」18ページの「5【一時的に身を寄せている住宅の改修費について】」を参照されたい。	
17	一時的に身を寄せている住宅の改修費	現在、A市に住民票がある受給者が住民票を置いたままB町の娘の家で在宅介護を受ける事となった。このB町にある住居の住宅改修費の支給申請が提出された場合、保険者(A市)は、支給を拒否できるか。	平成12年4月28日「介護報酬Q & A vol2」18ページの「5【一時的に身を寄せている住宅の改修費について】」を参照されたい。	
18	住民票とは別の住宅の改修費	A町の被保険者(要介護1)が、3年前からA町に住民票を残したままB市の娘の家に居住しており、当該被保険者からA町に、娘の家の住宅改修の申請の相談があった。介護報酬Q & A vol2(平成12年4月28日付け事務連絡)のⅢ-②-5の「子の住宅に住所地が移されていけば介護保険の対象になる。」から判断して、住宅改修の対象にならないと解釈してよろしいか。	介護保険証の住所においてのみ、住宅改修の対象となる。	

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
19	転入前の住宅改修	最新情報vol71(平成12年4月28日)のQ&A18ページ6では、退院及び特養退所前に行った住宅改修についても認められると書かれており、転入前の改修についても可能とみられる。今回A地からB地へ6月1日に転入するものでB地の住居への転入に先立ち5月中に改修しようとするケースがあります。同5で住宅改修は現に居住する住居であること、保険者は住所地と管轄する者、ということで、当該住宅改修の請求先(保険者)はB地の市町村と考えてよろしいか。	貴見のとおりです。なお、B地の市町村に事前に確認した上で改修を行っていただきたい。この場合でも申請は転入後になる。	
20	入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
21	着工後に入院した場合	在宅でサービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が着工後に様態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合に、要介護者から住宅改修費の支給の申請があった場合、住宅改修費の支給は可能か。	要介護者が入院するまでに工事が完成した部分までが給付対象となる。	
22	一時帰宅の際の住宅改修	施設入所している要介護者が、一時的に施設から外泊することがあるため、住宅改修を行いたいが、保険給付の対象となるか。	生活拠点は施設にあるため、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなり、住宅改修の対象とはならない。	
23	一時帰宅の際の住宅改修	月に数回、施設から帰宅する住宅の改修は、介護保険の住宅改修が在宅介護サービスの範疇であるため、この場合住宅改修に該当しないと判断してよいか。	施設入所者の生活の拠点は施設にあるので外泊時であっても在宅サービスは算定できない事となっており、住宅改修についても同様である。	
24	処分費用	住宅改修の際に不要となった便器・扉等の撤去費用および処分費用は給付対象となるか。	工事に係る付帯行為であるため、給付対象となる。	
25	同一世帯複数の住宅改修	同一世帯に複数の要介護者が居る場合は、各々の住宅改修が可能か。	改修必要箇所が重複しない場合には、可能である。	
26	認定申請前の住宅改修	要介護認定申請前に着工した住宅改修は対象となるか。	要介護認定申請前に着工した住宅改修については、住宅改修の対象とは認められない。	
27	認定申請前の住宅改修	要介護認定申請中であっても住宅改修の事前申請を行うことは可能か。	要介護認定申請中であっても、住宅改修の事前申請は可能であるが、認定結果が非該当となった場合は給付の対象とはならないため、改修の費用は全額自己負担となる。	
28	住宅改修中に死亡した場合の保険給付	在宅の要介護高齢者が着工時点においては存命であったが、完了目前に死亡した場合において、居宅介護住宅改修費の申請に基づく償還払いを行って差し支えないか。	工事完了部分までの経費が対象となる。	
29	住宅改修中に死亡した場合の保険給付	4月20日頃に住宅改修が終了した被保険者が4月27日に亡くなった。住宅改修の申請前になくなってしまった当該事例においては、住宅改修費給付の対象とならないと考えてよろしいか。	工事完了部分までの経費が対象となる。	

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
30	住宅改修中に死亡した場合の保険給付	住宅改修を行った者が住宅改修申請前(給付前)に死亡した場合の取り扱いについて・・・①この場合、本人申請主義とすれば給付対象外となると考えられる。・・・②一方、他の償還払いの取り扱い、例えば暫定ケアプランによる居宅サービス利用の償還払いで審査判定後に死亡されても、要介護認定結果通知がなされれば遺族が居宅サービス費を受給できる事を考慮すれば、住宅改修費の場合も遺族が支給申請を行う事で保険者は住宅改修費の支給が可能となると考えられる。ということから①、②またはその他どのような取り扱いが適当か。(支給要件の「現に居住している」は、住宅改修時をいうのか申請時をいうのかでも異なると考えるが)	工事完了部分までの経費が対象となる。	
31	住宅改修中に死亡した場合の保険給付	住宅改修中に被保険者本人が死亡した場合は、住宅改修している完成部分について介護保険の給付対象としてよいか。または、申請時に被保険者が死亡していることから認めないことで却下すべきか。	死亡時に完成している部分まで介護保険の給付対象として申請できる。	
32	非該当になった場合の支給申請	住宅改修の着工日時点では要介護(支援)認定されていたが、その後更新申請をし「非該当」と認定された。住宅改修の工事完了時点では「非該当」である場合、総工事期間のうち要介護(支援)認定されていた期間に行われた工事費用(日数按分等による算出)についてのみ住宅改修費を支給するという取扱いでよろしいか。(この場合、支給申請時及び改修費の支給時点では要介護(支援)認定者ではないことになる。)	(入院時、死亡時の取扱いの考え方と同様に)要介護認定の有効期限日までに工事が完了した部分の経費が対象となる。	
33	理由書の作成者	支給申請書添付書類である「住宅改修が必要な理由書」の作成者について、老企第42号2(2)②において、「基本的には介護支援専門員とするが、市町村が行う住宅改修指導事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健、医療または建築の専門家」とされているが、住宅改修のみを必要とする要介護者等は介護報酬が得られないことにより居宅介護支援事業者から当該理由書の作成を断られる場合がある。この場合、本人若しくはその家族又は住宅改修指導事業等に係わらない市町村職員が理由書を作成してもよろしいか。	作成できない。	
34	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とするとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
35	廊下に設置されている洗面台の移動に係る費用	車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象となるか。	住宅改修の項目にはないため対象とはならない。	

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
36	転居による住宅改修費のリセット	住宅改修の支給額算定の例外に係る取り扱いについて、下記の事例についてご教示願いたい。 ①10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住み始めたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度額基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能か。 ②同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能か。	①不可。 ②不可。	
37	着工後の申請	既に着工していた場合、住宅改修の申請はできるか。	できない。	
38	浴室の改修	手すりの取付け、段差解消等のため、既存の浴室を改修するのではなく、ユニットバスのようにまるごと取り替える場合も対象となるか。	必要とする住宅改修の項目ごとに按分することが可能であれば給付の対象となる。	
39	申請の時効の起算日	住宅改修申請の時効は2年間とのことですが、その起算日は着工日か工事終了日か、それとも代金支払日なのか。	被保険者が施行業者に代金を完済した日(領収日)の翌日から起算して2年。	
40	透かし階段への蹴込み板の取付	透かし階段に蹴込み板を取り付ける工事は、高齢者の階段での転倒防止には有効な手段であると考えられるが、「段差の解消」にも「床又は通路面の材料の変更」にも該当しないため、住宅改修費の支給対象外となるのか。	貴見のとおり。	
41	手すりの取付け	手すりには、円柱型などの握り手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
42	手すりの取付け	既存の手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し新たに手すりを設置する場合は対象となるか。	単に老朽化したとの理由であれば対象とならない。	
43	手すりの取付け	手すり取付けの下地補強の際、クロス張替えの必要が出た場合は住宅改修の対象費用となるか。	下地補強した部分のみであれば対象となるが、壁全体を張り替えた場合は対象とならない。ただし、全面を張り替えた場合でも、手すりに係る部分が按分できるのであれば対象となる。	
44	手すりの取付け	手すりの取付けの際にねじを使用せずに、固定剤(エポキシ剤)により取付けを行った場合は住宅改修の対象となるか。	固定剤による取付けも住宅改修の対象となる。	
45	手すりの取付け	廊下に手すりを取り付けたいが、途中で扉があり、開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定され一方が跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となるか。	動作または取り付け位置の条件等から、可動の必要がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となる。	
46	手すりの取付け	介護保険施工前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、手すりを設置する場合は対象となるか。	単に老朽化したとの理由であれば認められない。	
47	手すりの取付け	「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の「手すりの取付け」の廊下、便所、浴室、玄関等に・・・の等には、階段も含まれると考えてよいか。	階段も含まれる。	

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
48	手すりの取付け	浴室に取り付けてある手すりが、機能的には何も問題はないがカビが生えてきたので取り替えたい。	老朽化、物理的・科学的な消耗、摩耗を理由とするのであれば改修の対象とはならない。	
49	手すりの取付け	和式の居室において、立ち上がり動作が困難な場合や移動動作に使用するため、柱と柱を利用したり、壁を利用して手すりを取り付けることは、居室内でも手すりの取付けとして住宅改修の支給対象となるか。	支給対象になる。	
50	手すりの取付け	玄関から道路までの通路が土手に面しており、転落の恐れがあるため、転落防止を目的に柵の代わりに手すりを設置したいが、給付対象となるか。	対象にならない。転倒予防もしくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置する手すりが対象であり、それ以外の目的(今回の場合は柵機能の目的)のための手すりは認められない。	
51	段差解消	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
52	段差解消	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないもの(ねじ等で固定されている)は床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
53	段差解消	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	対象となる。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
54	段差解消	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
55	段差解消	段差解消のために敷居を撤去することとしたが、扉と床の間に隙間が生じることとなるため、扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。	給付対象となる。	
56	段差解消	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
57	段差解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
58	段差解消	脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A
59	段差解消	浴室の改修について、段差の解消や手すりの取り付け等のため、従来ある浴室を改修するのではなく、ユニットバスのようにまるごと取り替える場合も住宅改修として算定してよいか。または全体的に取り替える場合は、個々の費用を算定し、その部分において改修費とするのか。	按分する事が可能であれば、給付の対象とする事ができる。	
60	段差解消	住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えない。	
61	段差解消	歩行不能で車椅子で移動している方で自宅から通所の際、リフトの導入を予定しています。リフトを置くためには窓ガラスのところに置き石の移動が必要ですが、これが対象になるでしょうか。またリフト下のコンクリート補強は対象になるか。	どちらも対象外。	
62	段差解消	玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際に、もともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修費の対象としてよいか。	このような場合、スロープの設置工事に付帯するものとする。	
63	段差解消	ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置については、居宅介護住宅改修費等の支給の種類に該当しないと考えられるがいかかが。また、階段昇降機は取り付けに工事を伴うため、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよいか。	貴見のとおり。	
64	段差解消	住宅改修における「段差の解消」について、住宅の出入り口に関しては「玄関まわり」との記載があります。玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃き出し窓、縁側等から車椅子での出入りを行っている場合、当該掃き出し窓、縁側と地面との段差解消について、住宅改修費給付の対象としてよいか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の対象となる。	
65	段差解消	掃き出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となる。撤去に要する費用は床段差を解消するために必要な住宅改修として給付対象になるか。	昇降機の設置は、住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられない。	

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
66	段差解消	要支援の認定を受けている一人暮らしの人が洗濯物を干す等のためベランダから出入りする必要がある時にベランダと部屋との段差解消を住宅改修として認めてよしいか。段差解消の対象となる「各室間の移動」について「各室」にベランダも対象としてよしいか。特に自立支援の観点からは効果的な改修と考えられるか。	ベランダと部屋間の段差の解消も移動という基本動作を支援するためのものであるので、住宅改修費の支給対象としてよしい。	
67	段差解消	土間を居室へ変更する場合は対象外だが、土間を居室と廊下へ変更した場合はどうか。	居室と他の部屋との段差解消という意味では、廊下部分は対象となる。居室の新設は対象外。	
68	段差解消	昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが、動力によらず、手動の場合は、支給の対象となるか。	手動であっても、これらの設置工事は対象外となる。	
69	段差解消	居室と縁側の段差解消に畳を敷くのは支給対象となるか。	敷くだけでは工事が伴わないので対象外だが、固定されればよい。段差解消に使用する素材は特に決まっていない。	
70	段差解消	段差解消で、敷居を低くした(または撤去した)ために、扉を変更した場合、扉も支給対象となるか。	支給対象となる。	
71	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
72	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよしいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A
73	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
74	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	車イスを利用している要介護者のために、玄関から道路までの庭をコンクリート舗装等にする工事は対象となるか。	対象となるが、要介護者の導線上にない庭部分を過大に舗装等することは認められない。	
75	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
76	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	通所介護等送迎車が庭で転回するために、庭を舗装する場合は住宅改修の対象となるか。	要介護者の移動の円滑化には当たらないため、対象とならない。ただし、要介護者が送迎車等に乗降する場所までであれば、改修が必要と認められれば対象となる。	
77	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	車イスの通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることも、移動の円滑化として住宅改修の対象としてよしいか。	老朽化、物理的・科学的な消耗、摩耗を理由とするのであれば改修の対象とはならない。	

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
78	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	浴槽内の固定式滑り止めマットは住宅改修費として算定できるが、清掃等の利便性を考え、マットを固定せず取り外し可能な状態にした場合でも算定できるのか。	滑り止めマットについては、固定してもしなくても住宅改修の対象にはならない。	
79	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	平成12年1月31日付老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて」によると厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類のうち(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更は「浴室においては床材の滑りにくいものへの変更」とある。これについて滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと(床面への接着はしない)も対象となると考えてよろしいか。それとも入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象となるのか。	マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の対象としていない。また、福祉用具の購入の対象としても扱っていない。	
80	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス(壁・床・天井・浴槽が一体のもの)の購入設置により行う場合、給付の対象とする事は可能か。	按分する事が可能であれば給付の対象とする事ができる。	
81	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	工事や取り付け作業を要さず(床への貼り付けや釘止めも不要)、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず、床段差解消にも該当しないことから住宅改修の対象とはならず、特定福祉用具にも該当しないことから保険給付の対象とならないと考えるがよろしいか。	貴見のとおり、床に置くだけであれば住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しない。	
82	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	段差の解消の為に居室全体をかき上げすることは可能か。	段差のある箇所に対する比較的小規模な改修(敷居の撤去、スロープの設置等)を対象としているため、廊下、居室全体のかき上げは想定していない。	
83	引き戸等への扉の取り替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
84	引き戸等への扉の取り替え	掃き出し窓が重く開閉が容易ではないため、取り替える場合は住宅改修の対象となるか。	身体的状況等により、掃き出し窓を家屋の出入りに使用している、または改修を機に使用するのであれば対象となるが、単に窓を取り替える場合では「扉の取り替え」には当たらないため、対象とはならない。	
85	引き戸等への扉の取り替え	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
86	引き戸等への扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
87	引き戸等への扉の取り替え	車椅子利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象としていいか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能なのか。工事の趣旨からすれば可能だと思われるがいかがか。	貴見のとおり、要介護者、要支援者の身体状況に基づいた理由による住宅改修ならば可能である。	

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
88	引き戸等への扉の取り替え	要介護者等の身体状況に基づいた理由により扉を撤去した場合、住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取り替え」に該当しないと思われるがどうか。	住宅及び要介護者等の状況に応じて適宜判断することとされたい。	
89	引き戸等への扉の取り替え	要介護者の移動距離を短くして自立を保つために、部屋の壁を壊し、新たに扉を設置する場合、住宅改修「引き戸等への扉の取替え」の対象となるか。	既存の扉が無いので、支給はできない。	
90	引き戸等への扉の取り替え	トイレ内の扉の撤去について要介護者等の身体状況に基づいた理由により扉を撤去した場合、住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」に該当しないと思われるがどうか。	住宅及び要介護者等の状況に応じて適宜判断することとされたい。	
91	洋式便器等への便器の取替え	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くない場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
92	洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
93	洋式便器等への便器の取替え	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
94	洋式便器等への便器の取替え	身体的状況により現在の洋式便器の便座に座れないため、洋式便器の向きを変える工事は、住宅改修の支給対象となるか。	洋式便器等への便器の取替として支給対象となる。	
95	洋式便器等への便器の取替え	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
96	洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に改修する際、仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置費用は支給対象となるか。	給付対象とはならない。	
97	洋式便器等への便器の取替え	既存の和式トイレを改修するのではなく、居室隣等に洋式トイレを新たに設置し、既存のトイレは家族がそのまま使用する場合は住宅改修の支給対象となるか。	トイレの増設となるため対象とはならない。	
98	洋式便器等への便器の取替え	男性用小便器トイレと和式トイレまたは洋式トイレがある住居で、和式トイレまたは洋式トイレを残したまま、小便器を洋式便器に改修するのは支給対象となるか。	トイレの増設となるため対象とはならない。	
99	洋式便器等への便器の取替え	要介護状態を勘案し、居室から離れた和式トイレを取り壊し、居室隣等に洋式トイレを新設する場合、住宅改修の支給対象となるか。	洋式便器等への便器の取替として支給対象となる。	

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
100	洋式便器等への便器の取替え	便器の取替に伴う給排水設備工事は、「水洗化にかかるもの」を除き認められているが、どのような工事が認められ、どのような工事が認められないのか。	便器の取替に伴う給排水設備工事として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変える際の、配水管の長さや位置を変える場合である。よって、非水洗式便器を水洗化する際の、浄化槽設置工事、公共下水道に接続する枡からトイレまでの配水管工事等は支給対象工事とはならない。	